（文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長）文部科学事務官　黒木　慎一
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　中村幸一郎
経済産業技官（大臣官房付）に転任させる　真先　正人
原子力安全・保安院に出向させる（各通）　中津　健之
経済産業技官（大臣官房付）に採用する　栗原　和夫
原子力安全・保安院に出向させる（北海道経済産業局長）経済産業事務官　山本　雅史
大臣官房付に転任させる　特許庁に出向させる　橋本　正洋
経済産業技官（大臣官房付）に採用する　特許庁に出向させる　佐藤樹一郎
経済産業事務官（大臣官房付）に採用する　中小企業庁に出向させる　後藤　収
大臣官房付に転任させる　中小企業庁に出向させる（大臣官房広報室長）同　十時　憲司
（大臣官房参事官（商務流通グループ・総合調整担当））経済産業技官　安井　正也
中小企業庁に出向させる（各通）　近藤　賢二
（商務情報政策局長兼大臣官房審議官（IT戦略担当））経済産業事務官　高田　充人
内閣官房に出向させる　後藤　久典
経済産業事務官（大臣官房付）に採用する　内閣官房に出向させる　前野　陽一
（大臣官房情報システム厚生課長）経済産業技官　木本　裕司
（経済産業政策局地域経済産業政策課長）経済産業事務官　熊谷　敬
大臣官房付に配置換する（各通）　藤原　豊
（大臣官房参事官（環境経済手法担当））同　梶田　直揮
内閣府に出向させる　経済産業技官（大臣官房付）に採用する　内閣府に出向させる　加藤　重治
（原子力安全・保安院首席統括安全審査官）経済産業技官　福島　章　松尾　浩道
大臣官房付に転任させる　警察庁に出向させる　石井　康彦
（大臣官房審議官（地域経済・地域エネルギー担当））同　大塚洋一郎
（大臣官房付）同　箱﨑　慶一
文部科学省に出向させる（各通）　後藤　久典
（原子力安全・保安院審議官（涉外・実用発電用原子炉担当））同　吉原　順二
（原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課長）同　西川　泰藏
（原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課長）同　櫻井　繁樹
文部科学省に出向させる（各通）
（警察庁長官官房技術審議官）警察庁技官　清水　喬雄
（内閣府大臣官房審議官（科学技術政策担当））内閣技官　鈴木　隆史
（文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当））文部科学事務官　薦田　康久
経済産業技官（大臣官房付）に転任させる　辞職を承認する（各通）　小川　恒弘
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付・情報セキュリティセンター副センター長））内閣事務官　樋口　勉
経済産業事務官（大臣官房付）に転任させる　辞職を承認する　杉田　定大
経済産業事務官（大臣官房付）に採用する　辞職を承認する　野中　哲昌
（中部経済産業局長）経済産業事務官　長尾　尚人
（近畿経済産業局地域経済部長）経済産業技官　尾沢　潤一
大臣官房付に配置換する　辞職を承認する（各通）
（特許庁総務部長）同　黒岩　進
（特許庁審査業務部長）同　武濤雄一郎
（原子力安全・保安院審議官（原子力安全基盤担当））同　佐藤　均
（原子力安全・保安院原子力防災課長）同　奥田　昌宏
大臣官房付に転任させる　辞職を承認する（各通）
経済産業技官（大臣官房付）に採用する　辞職を承認する
（特許庁長官）経済産業事務官（原子力安全・保安院長）経済産業技官　鷹田　康久
（大臣官房地域経済産業審議官）経済産業事務官　桒山　信也
（大臣官房審議官（通商政策局担当））同　小川　恒弘
（大臣官房審議官（製品安全・流通担当））同　原山　保人
（大臣官房審議官（貿易経済協力局担当））同　杉田　定大
（経済産業政策局調査統計部長）経済産業技官　野中　哲昌
辞職を承認する（各通）（以上七月十四日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月二十四日午前九時五十五分御出門、長野県へ行幸啓、同月二十七日午後六時二十四分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、八月三十一日キルギス国の独立記念日につき、同月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、八月三十一日トリニダード・トバゴ国の独立記念日につき、同月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第20号

人事院は、人事院規則2－4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成21年9月1日

人事院総裁　谷　公士

1　第2項第22号(1)中「第2条第20号」を「第2条第21号」に改める。

2　この決定による改正は、平成21年9月1日から効力を発生する。

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第三十五条第一項第一号に基づく指定保安検査機関を次のとおり指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十一年九月一日

関東北産業保安監督部長　吉岡　賢治

一　名称　株式会社サンプラント

二　住所　埼玉県上尾市二ツ宮九百五十八番地一

三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　株式会社サンプラント　埼玉県上尾市二ツ宮九百五十八番地一

四　指定の区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項で規定する特定施設（移動式製造設備を除く。ガスの種類は、ブタン、プロパン、プロピレン、酸素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、空気、メタン、フルオロカーボンに限る。常用の圧力は、33.3MPaまでとする。常用の温度は、200℃までとする。）の保安検査　専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（当該高圧ガス設備のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る特定施設の保安検査

五　指定する地域　福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

六　指定年月日　平成二十一年九月一日